

令和7年度第6回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和7年7月23日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第6回定例会議事日程

- 1 日 時 令和7年7月23日（水）午前9時30分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
第1 第32号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 4 協議事項
・令和8年度（2026年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級
使用教科用図書の採択について（教育指導課）
 - 5 報告事項
・八王子市と高雄市との友好交流協定に基づく交流について（教育指導課）
-

第6回定例会追加議事日程

- 1 日 時 令和7年7月23日（水）午前9時30分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
第1 第33号議案 令和8年度（2026年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書
の採択について
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	保 坂 暁 子
委 員	伊 東 哲
委 員	守 屋 香 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部指導担当部長	上 野 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	武 井 博 英
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	平 井 智 也
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	古 川 洋一郎
特別支援・情報教育担当課長	遠 藤 徹 也
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
統 括 指 導 主 事	志 村 亮 介
統 括 指 導 主 事	福 島 裕 子
生涯学習スポーツ部長	佐 藤 晴 久
生涯学習政策課長	田 島 裕 子
放課後児童支援課長	坂 野 優 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 森 研 吾
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	中野目 泰 明
こ ども 科 学 館 長	飯 塚 由 則
図書館課長兼八王子市図書館長	堀 内 栄 史
図書館企画調整担当課長	大 澤 吉 隆
教育指導課指導主事	上 田 隆 司
教育指導課指導主事	安 東 奈 々
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	早 川 祐 太
教育総務課課長補佐兼主査	岩 崎 隆 浩
教 育 総 務 課 主 任	田 中 美 緒

教育総務課主事

手塚早紀

教育総務課会計年度任用職員

羽山あゆ美

令和8年度（2026年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級

使用教科用図書選定資料作成委員会・調査部会出席者

教科用図書選定資料作成委員会委員長

関山一樹

教科用図書選定資料作成委員会副委員長

伊藤慎敬

小学校・義務教育学校（前期課程）調査部会部長

松井尚美

中学校・義務教育学校（後期課程）調査部会部長

天野拓二

【午前9時30分開会】

○安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和7年度第6回定例会を開会いたします。

初めに本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、保坂暁子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしております。また、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事でございますが、報告事項「八王子市と高雄市との友好交流協定に基づく交流について」は、いまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-----◇-----
○安間教育長 日程第1 第32号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

○吉森スポーツ振興課長 それでは、第32号議案八王子市スポーツ推進委員の委嘱について、担当の早川主査から御説明いたします。

○早川スポーツ振興課主査 それでは、御説明いたします。

スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法第32条の規定により、地域のスポーツ推進のために市町村の教育委員会から委嘱する非常勤の公務員となっております。

スポーツ推進委員の職務は、スポーツに対する市民の関心及び理解を深めること、スポーツの実技の指導及び助言を行うこと、相互型地域スポーツクラブなど市民のスポーツの推進のための組織の育成に関することなどとなっております。

活動の一例を挙げますと、市内各地で行っているボッチャの派遣指導、八王子発

祥のニュースポーツであるネオテニス教室における指導、ヘルシーウォーキングに関するものなどが挙げられます。

このたび、欠員であった横山中部地区から、委員の候補者1名が見つかったと御推薦をいただきましたので、中澤嘉元氏を適任と認め、八王子市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定により、在任期間である令和7年8月1日から令和8年3月31日までの任期で委嘱しようとするものです。これにより、八王子市スポーツ推進委員の委員数は男性23名、女性16名の合計39名となりますが、八王子市スポーツ推進委員の定員は規則上49名ですので、今回委嘱を予定している方を含めましても10名の欠員となるところでございます。この欠員につきましては、引き続き各推薦団体より御推薦をいただくよう、お願いしてまいります。

説明は、以上でございます。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、本案について御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第32号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第32号議案については、そのように決定することにいたしました。

なお、決定した上で私から要望を2点。1点目は、細かな話なのですが、必要がない時に「男性の数、女性の数」という言い方は、これは統一して止めてください。

2点目は、ネオテニスの話が少し出ましたが、その他にピククルボールもあって、非常に親しみやすいものなので、教育指導課で例のゆる部活の運動系の中にピック

ルボールを取り入れてください。道具をそろえるのもそんなに高くないのですよね。あれは子どもたち、中学生も喜ぶと思いますよ。小学校5年生からできますから、ぜひ各学校で、ちょうど校長先生たちも本日聞いているので、ゆるスポーツの中にぜひピックルボールを入れてください。連盟の人たちが指導をたくさんしてくれると言っていましたので、ぜひやっていただきたい。2点だけ付け加えておきます。



○安間教育長 それでは、続きまして協議事項となります。

令和8年度（2026年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、を議題に供します。

本件について、教育指導課から説明願います。

○福島統括指導主事 それでは、令和8年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択についての協議をお願いいたします。

令和7年3月19日決定の八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書選定資料作成委員会を設置し、その下に小学校・義務教育学校前期課程調査部会及び中学校・義務教育学校後期課程調査部会を設置し、調査・研究を行ってまいりました。

今回、採択を行う種目は、小学校は、国語、書写、社会、算数、理科の5種目、中学校は、数学、技術（職業）・家庭、外国語英語の3種目です。

よろしく願いいたします。

○安間教育長 それでは、特別支援学級の教科用図書選定資料作成委員会委員長から報告をお願いします。

○関山教科用図書選定資料作成委員会委員長 令和8年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級教科用図書選定資料作成委員会委員長を務めました、柵田中学校校長、関山です。

今年度5月から7月にかけて、教科用図書選定資料を作成するに当たり、特別支援学級設置校の校長及び副校長の代表、都立八王子特別支援学校の代表の先生、小学校PTA連合会の代表、中学校PTA連合会の代表で構成する資料作成委員会を設置し、特別支援学級設置校から推薦された教員で構成する小・中学校ごとの校種別調査部会で調査・研究を依頼しました。

初回の調査部会において、私より採択要綱に書かれていることを丁寧に確認いたしました。

特別支援学級において、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することを原則とし、これを使用することが適当でない時には、その下学年を使用することができること、さらにこれも適当ではない時は、文部科学省受諾教科書の当該学年用を使用することができ、これをも適当でない時には、その下学年を使用することができること、最終的に、これらのいずれも適当でない時に、学習指導要領の項目を網羅し、児童・生徒が使用する教科書として適切であるか十分に検討、協議した上で、一般図書を採択することができること。

以上の内容を踏まえた上で、各学校に在籍する児童・生徒一人ひとりの実態に基づき、教科用図書として使用したい一般図書の報告を上げることを調査部会に依頼しました。

調査部会では、各学校から挙げられた調査報告書について、1 内容、2 全体の構成や各項目の配列、表記、表現、製本の仕方や耐久性等、3 児童・生徒の特性及び必要性等を確認し、資料作成委員会へ報告する資料を作成しました。

資料作成委員会では、その報告書を基に、一般図書を採択している学校の管理職や調査委員の聞き取りを行い、調査研究報告書を作成いたしました。

特に、3 児童・生徒の特性及び必要性等については、児童・生徒一人ひとりの特性に適した選択になっているか、記述内容と一般図書の内容が整合しているかの確認を丁寧に行いました。

昨年度と比べ一般図書の採択数は、小学校では8種目から5種目、中学校では10種目から3種目に減少した動きです。この後、配布した調査研究報告書について、小学校・中学校それぞれから説明させていただきます。

資料作成委員会の報告については、以上です。

○安間教育長 只今、教科用図書選定資料作成委員会からの報告は終わりました。

それでは、続きまして小学校・義務教育学校前期課程の調査研究報告書についての御説明いただきます。

○伊藤教科用図書選定資料作成委員会副委員長 教科用図書選定資料作成委員会の副委員長を務めました、長池小学校校長、伊藤です。

それでは、小学校・義務教育学校前期課程の調査報告書について説明いたします。
全部で5種目を挙げております。

初めに国語については、2冊の図書の採択を希望しております。説明的文章や会話を含んだ文章、模範作文等が示されており、漢字の音訓読みや頻出例も示されています。また、視覚的な効果を重視して、挿絵や文字の大きさに留意したものを選択しています。

次に書写については、3冊の図書の採択を希望しております。書き順、文字の練習ができるように作られており、バランスを取ることを意識して文字を書くことができたりと工夫されています。一文字一文字を着実に習得させることを狙いとし、字を書くのが困難な児童や、字形や筆順を捉えにくい児童の特性に適した図書を選択しています。

社会は、1冊の図書の採択を希望しております。各都道府県を7地方に分け、47都道府県別に説明し、県庁所在地や特産品などの情報をイラストとともに示しています。日常の出来事や移動手段、地域の特産品などに関心を持つ児童にとって、都道府県ジグソーパズルは手軽に都道府県を覚えられる工夫がされています。

算数は、2冊の図書の採択を希望しております。計算が苦手な児童でも理解がしやすいよう、数の概念や表し方、足し算や引き算、掛け算など、ものや数をタイルに置き換えてイラストを交えて説明しています。

理科は、2冊の図書の採択を希望しております。視覚的な情報による理解を促す工夫がされているもの、これまでに当該児童に給与された検定本も組み合わせて使用しながら、興味関心の対象が限定的になっている児童が、継続的に学習を進められるものを選択しております。

小学校・義務教育学校前期課程の調査研究報告書の説明は以上でございます。

○安間教育長　　只今、小学校・義務教育学校前期課程の調査研究報告書の説明は終わりました。

それでは、続きまして中学校・義務教育学校後期課程の調査研究報告書について御説明をお願いします。

○関山教科用図書選定資料作成委員会委員長　　私からは中学校・義務教育学校後期課程の調査研究報告書について説明させていただきます。

全部で3種目を挙げております。

数学については、1冊の図書の採択を希望しております。基礎編として、計算、図形の面積、容積、時刻、時間と速度などについて扱っています。生活編として、自分の身の回りのことや、毎日の生活のことなどについて扱っており、数学的な知識や技能等が学習できるようになっています。既に給与されている文部科学省の著作教科書である星本と併用するのに適している図書です。

技術（職業）・家庭については、1冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、進路学習に関するものです。自分自身のこと、就職、自立と社会参加のために必要なことについて、ワークシート形式で学習できるようになっています。進路や就労に対してイメージを持ちにくい生徒にも取り組みやすい内容となっており、生涯にわたって活用できる図書です。こちらは、第1学年で既に給与されている限定教科書と合わせて使用します。

英語については、2冊の図書の採択を希望しております。文字を書くことに抵抗を感じたり、英語で話すことに不安を感じたりする生徒にとって、基礎的な会話を学習でき、文字も大きく、イラストによる解説も具体的な場面をイメージしやすいよう工夫されています。附属のCDでネイティブの発音を学ぶこともできます。

以上で、中学校・義務教育学校後期課程調査研究報告書の説明を終わります。

○安間教育長 只今、中学校・義務教育学校後期課程調査研究報告書の説明は終わりました。

これで、小学校・中学校及び義務教育学校それぞれの調査研究報告書の説明は終わりました。

それでは、質疑に移りたいと思いますが、まず、私から質問をさせてください。先ほど委員長からお話があったように、検定本をまず使いますよ、次にそうでない場合はこうですよ、こうですよ、こうですよ、一番最後に一般図書が入ってくるわけですね。この一般図書を使う対象となっている子どもは何人ぐらいいるのですか。

○関山教科用図書選定資料作成委員会委員長 特別支援学級に在籍している小学生は全643人ですが、そのうち22人が一般図書を希望しております。中学生は378人中25人が一般図書の希望となっております。

○安間教育長 分かりました。それぞれの子どもたち、要するに検定本というほかの同

学年の子どもたちが持っているものと違うものを使うようになるわけです。保護者の皆様方、いろんな思いをお持ちなのではないかということで、その辺りの保護者の納得であるとか、理解など、そういったものを進めてくださいと毎年要望しているのですが、いかがですか。一般図書を教科書として使うことに対して、これから話すのではないですよ。既にその子どもたちには、「これが良いよね」という感じをやっているのでしょうか。その反応はどうですか。

○伊藤教科用図書選定資料作成委員会副委員長　　まず、小学校のほうから伝えさせていただきます。年度当初の保護者会や個別面談の際に、教科書の使用方で一般図書の使用について、丁寧に保護者の方に説明する場を設定しております。学校公開などで学習の様子を参観した際に、先生方が子どもたちの実態に合わせ、自作の教材とともにICTを活用した映像教材や学習用端末によるドリル教材、身近な生活用品を活用した教材などを組み合わせながら、効果的に一般図書を活用している様子が見られ、子どもたちも意欲的に学習に取り組んでいたという話を聞いております。

また、資料作成委員会の一員である小学校・中学校のPTA連合会の代表保護者の方からも、児童・生徒の特性及び必要性な記述内容を読み、推薦されている一般図書を実際に手に取りながら内容を確認する中で、先生方が子ども一人ひとりの障害の特性や学習の習熟の状況を考えながら、教科ごとに1冊1冊選んでいることが分かったという声をいただいております。

小学校は以上です。

○関山教科用図書選定資料作成委員会委員長　　中学校についての年度当初の保護者会や個別面談の際に、教科書の使用方や学習の仕方について丁寧に保護者の方に説明する場を設定しております。実際の授業では、一般図書を検定教科書や推し本と合わせて使用しているケースが多く、学習用端末やカード等も用いながら、生徒が興味関心をひくような授業が行われています。

保護者からの声としては、中学校を卒業した後、社会で生きていく上で必要となることや名称理解等の知識を身につけさせたいという願いに比重が置かれている傾向があります。これらの点から、一般図書の教科書としての扱いについては、御理解を得ていると考えております。

○安間教育長　　分かりました。

それでは各委員より、この委員会の報告書に対して、まず質疑から、後ほど御意見をいただきたいと思えます。

御質疑はございませんか。

○守屋委員 御説明ありがとうございます。一人ひとりの実態や特性に合わせて選んでいただいているというのが、報告書のほうで見て取れまして、感謝しています。

その中で、今、教育長もおっしゃっていた人数がどのくらいいらっしゃるか、使う子がいますかという話があったかと思うのですが、例えば、2種類の図鑑などもありましたが、時代かもしれないですが、図鑑というと、昔であればクリスマスプレゼントにするような、ある程度本の中では高級だったりするかと思うのですが、頻度としては、例えば、1つの項目においてだけ使うのであれば、もちろん図書室で使えるものであって、今回のような一般図書の選択ではないと思うのですが、これは通年使うという意味で今回選択されたものであるのかというところを確認したく、御質問させていただきました。

○松井小学校・義務教育学校（前期課程）調査部会部長 只今、理科の図鑑を希望しているところについての御質問がございました。年間を通して系統的に学ぶことは可能なのかという御質問だったかと思えます。当該校に確認を取り、詳しくお聞きしたところ、当該児童は興味関心の対象が限定し、言葉や文章の意味理解が難しい状況にあることから、単元構成順での学習や文章を中心とした学習では難しい状況があるとのこと。当該校の教員としては、このお子さんの図鑑好きの特性も生かしながら、興味を持ったところから下学年の検定教科書を併用し、学習を深めていく方法が、このお子さんにとって合っていると考え、保護者とも考えの共有をしているとのことでした。

以上です。

○守屋委員 ありがとうございます。

○安間教育長 ほかにございますか。

○保坂委員 先ほど教育長からの質問のお答えで、「保護者の理解は十分得られている」ということでしたけれども、当事者の児童・生徒は一般図書を使うことに関して、どのように考えられているのですか。

○福島統括指導主事 私のほうからお答えさせていただきます。今回、資料作成委員会

調査部会のほうで、各学校、校長先生をはじめ、特別支援学級の先生方にもお伺いをしたところでございます。その時に、子どもたちの中には、先ほど守屋委員からありました図鑑について使用している時に、実はその横に教科用図書、文部科学省の推薦のもの等もありますので、子どもたちにとっては、その本自体が教科書といったところよりかは、子どもたちがその授業の中で必要なものが分かるように先生方が提示をしているということがございます。

それから、もし子どもたちがこの後、下学年の教科書を使う時に、やはりそこは気にするというお子さんたちがいるのを配慮して、カバーをつけるなど配慮をして、子どもたちにも教科用図書について説明をした上で活用をしております。

以上です。

○安間教育長 現実の意見表明というか、子どもの意見はどうですか。今のは見立てでしょう。保坂委員の御質問は、子ども自身がどう言っているのかという御質問です。

○福島統括指導主事 年度初めに行います、子どもたちに対して教科用図書を一般図書にするといった説明には、教員と保護者、それからそのお子さんも踏まえた上で、まず最初に三者面談という形で行うことが多いです。その後、時間を取って、今度は子どもと先生でお話をする中で、先ほど理科で挙がりました図鑑についても活用するというので、お子さんたちにも理解をするように努めております。

以上です。

○安間教育長 生の声というのはなかなか聞けませんか。それも見立てでしょう。大人が何をしたかという話でしょう。子どもの具体的な声というのは、紹介できるようなものはありませんか。事実をお話になられたほうが、理解が進むと思いますよ。

○松井小学校・義務教育学校（前期課程）調査部会部長 実際のところ、本校も特別支援学級がございしますが、本校では検定本を使っておりますので、個々のお子さんに聞くということはいたしておりません。正直なところ、そういった状態でございます。今回、希望している学校につきましては、先ほど統括指導主事からもございましたように、保護者の方を通じて、お子さんの御意向も酌んでいることであろうと、そこは推察をするところでございます。

以上です。

○保坂委員 ありがとうございます。具体的に児童・生徒さん意見というのは、特に把

握されていないということですね。

○関山教科用図書選定資料作成委員会委員長　具体的な聞き取り等は行われている学校、行われていない学校があるかと思いますが、児童・生徒の特性としまして、学習した内容について断片的な部分でしか習得できないというような特性もあつたりしますし、なかなか抽象的な内容だと理解しづらいということがございます。そういった配慮すべき点からも一般図書を活用することによって、また一般図書の内容も実生活に則した内容となっておりますので、理解が進んでいると認識しております。

○安間教育長　繰り返し同じことを言うけれども、大人側の見解は分かったのだけれども、これだけ意見表明権とあって、「子どもの意見をちゃんと聞きましょうよ」という世の中の全体の流れになっているのに、今は全部指導者側のことですよね。子ども自身が「これが良い」と、全員が言うか言わないかは別として、「これのほうが良いな」と、そのような声が聞けると良いのですけれどもね。

○関山教科用図書選定資料作成委員会委員長　毎年定期的に各学校では、学校評価を行っております。その中では生徒からの評価もいただいております。今後はその中で、そのようなところも生徒に意見を聞く場というものを設けたいと思っております。

○安間教育長　この質疑で更なる課題が出たと思います。だから、どう変わるという話ではないと思いますが、子どもの意見をしっかり聞いて、子どもが納得して、というような状況をしっかり作ることで大事なことだろうと思いますから、今後の大きな課題にしてください。

○伊東委員　御説明ありがとうございました。色々な理由があろうかと思うのですけれども、小学校の国語で、ゆっくり学ぶ子のための国語3と4というのを拝見しているのですが、これ非常に文字ばかりなのですね。これだけ文字ばかりで、ほとんど道徳の教科書なんかで使うのと全く同じような感じなのですね。こんなに文字だらけの教科書なのですから、これが障害特性、例えば、文字が読みにくい子どものための市販本というような形で、果たして本当に適合するのかどうなのかというのは少々疑問だったのですが、その辺りに関してはどのようにお考えでしょうか。

○松井小学校・義務教育学校(前期課程)調査部会部長　御指摘ありがとうございます。部会といたしましても、その一般図書については検討を重ねてまいりました。私どもの意見、見解等は当該校にお伝えをし、十分検討をしていただいた結果、今回希

望するということであがってきております。

以上です。

○伊東委員　　大体状況は分かるのですけれども、実際にこれをほかの検定本や下学年の、何年生のものを使うか分かりませんが、そのようなものと比較しても結構文字量が多いのですね。これを障害のあるお子さんが、文字が認識できないというような形で、これを使うことに関しては、私は違和感があると感じておりました。それは調査委員の方々と同感でございます。

○安間教育長　　ほかにございましょうか。

私から1点。先ほどの御説明の中に、これを使いながら検定本も同時に用意してあるからそれも見ていると、その検定本というのは以前のものなのですか。それは学校備え付けのものなののでしょうか。1人に1冊は支給するものですから、この一般図書は子どもに渡しますよね。子どもにあげるものですよ。他に学校に備え付けのものがあって、それはどのように入手していて、どれぐらいあるのか、お伺いさせてもらえませんか。現実にあるものを言ってくればいいので。以前、私が訪問した学級には、かつて使ったもので、学校用に1セット用意しておいて、それをその都度、必要に応じて使っている。それは学校備品として用意している。そんな話聞いたのですが、そのような実態と理解してよろしいですか。

○松井小学校・義務教育学校（前期課程）調査部会部長　　只今教育長からお話があったとおり、私もこれは聞いた話でございますが、一般図書は教科書と同じ扱いですの
で1人1冊の給与となります。では、検定本をいかに使っているかということについては、下学年のものを使っていたりすると、よくお話は聞いたことがあります。

今回希望されている、ゆっくり学ぶ子のための国語、これは指導者向けの指導のポイントも書いてあるのですが、これは保護者の方と検定本を使った学習をした時に、このことについてもう少し詳しくやっていく時にはどうしようというやり取りを保護者の方ともやる上では適しているというお話を聞いたことがございますので、検定本を全く使っていないということはないと思います。学校備え付けのものを使っていらっしゃると思います。

○安間教育長　　そのような質問ではなくて、検定本は国費で支給されないですよ。それをどのように学校は準備をしているのですか、というとても単純な質問だったの

です。要するに、今あるものを利用しているのですよね。

○伊藤教科用図書選定資料作成委員会副委員長 自分の学校では一般図書を使っていないので、検定本のみですので、実際に自分の学校ではということとは言えないのですが、おっしゃるとおりで、これまでに学校にあったものをストックといいますか、そのようなものを使っている、そういったことにしかになっていないのではないかと推測しております。今度、一般図書を使っている学校に行ったら確認したいと思います。

以上です。

○安間教育長 ぜひ、検定の時期に要望が来ますから、今、教育長室にも全種類おいてあるので、子どもが使うのだったらいくら持っていても構いませんから、そのように活用してください。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、御質疑ないようでございますので、各委員からの御意見をいただきたいと思っております。本案についての御意見、いかがでしょうか。

○伊東委員 調査研究ありがとうございました。先ほど来から議論が出ていますように、特別支援学級の教科書の使用の在り方につきましては、我々教育委員も含めまして、調査をされた先生方と同じような考え方で、検定本、下学年、それから文科省の指定図書等、このような順序性で、市販本については下の下位の現行の考え方でやっていただきたいというお話をしていたのですが、その結果、随分と市販本の使用がなくなってきて、これはとても良いことだと私は思っているのですけれども、先ほども少しお話ししたように、国語で選んだ教科書や社会科の都道府県のもの、このようなのを見ますと、特に都道府県のなんかは知識・理解と一緒に県名や地名など、そういったものに結構偏っていて、知識・技能、思考・判断・表現、それから学びに主体的に学習に取り組む態度という3観点バランスよく学べるかどうかということに関して言えば、特別支援学級だからできないというようなことでは、私はいけないと考えております。そのような意味で、今年度の採択についてどうこうということではないのですが、今後さらに、採択をされていく上で、こうした意見も踏まえていただいて、教科書の選定をしていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○安間教育長　　今後のという御意見をいただきました。

○守屋委員　　今、伊東先生がおっしゃるように、前回本を色々見せていただいたのですが、例えば、数学で子どもが答えを書けるようになっているのですが、本当にこんな小さいスペースに答えが書けるのかというと、どうなのだろうと。もちろん得意だからできるのであれば、星本で良いのかもしれないですし、苦手であればこのスペースで書くのはかなり厳しいのではないかと、もちろん特性が私はその子を見ていないので分からないのですが、やはり色々見学に行かせていただいて、先生とお話しをすると、自分で資料を作ったりとても大変な思いをされているので、それをうまく使って、例えば、拡大コピーをするなど、色々用途はあるかと思うのですけれども、次回からですね、先生が使いやすいものももちろん大事なのですが、子どもが興味を持てるかというところのほうが必要なのではないかと強く感じました。もちろん先生が教えていただくので、長年使って使いやすい本がきっとあるかと思うのですが、それよりも子どもがしっかり使いやすいのか、本当に子どもの特性に合っているかというのもいくつか感じたものがありました。でもそれを出してくださった先生の思いというのは伝わってはおりますので、これはこれで受け止めたいと思うのですが、また今後も推し本で、本当に推し本でないのかというところをまた、今後もぜひ継続して見ていただけたらと思います。

以上です。

○保坂委員　　全体として、私が教育委員を始めた頃には、「これで1年間この子は勉強するのか」というような、国語はただの童話のようなもの、それ1冊というような状況だった時の頃に比べると、現場の先生方の御努力が大きいのだと思いますが、検定本をメインにして、独自の教材を用意して、というやり方でやってくださる学校、先生方が増えて、それはとても皆様の御努力に頭が下がる思いです。

私は、普通級から特別支援学級に移ったお子さんから最初に、「教科書がもらえなかった」という嘆きを聞いたのはとても印象に残っていて、なので、先ほども生徒さんのほうの感じ方はどうなのかというのを伺ったのですね。

また1年を通して、ほかの委員の先生方からの御意見も同じですけれども、それをメインでやるのが適切であるかというような観点からいくと、疑問があるよう

な、副読本としては十分優れているもの、例えば、地図などがあるかと思うのですが、その辺りも、今回のということではなくて、今後も1年を通してトータルにその教科をそのお子さんが学んでいく上で、適切なもの、大変であっても検定本プラス手作りの教材などを再考して決めていただければ良いかと思います。

○安間教育長　それでは、私のほうから。10年前に着任した時の特別支援学校の教科用図書採択といったらもう、山のように一般図書が並んでいて、中には道德の一般図書で「泣いた赤鬼」1冊だけのような、「これで何で1年間の道德の内容が全部網羅できるのですか」なんて質問をしたのを覚えています。

また、「高いから」という理由で、「保護者負担を減らすため」ということで辞書を買うというようなことがごろごろ理由として転がっていたのですが、今回の採択は大いに評価したい。特にここ4年間で急速に改善してくれて、子どもたちへの教育を中心に考えてくれている改善の方向、私は本当に大改善をしたと評価をしたいと思います。

ただ、やはり毎回議論になるのですが、実際の子どもの顔を見ずに、子どもの特性を知らずに、「これで良いのか」という議論が、この会議で皆様、空中戦になってしまうのでね、以前から要望しているように、教育委員さんたちが学校訪問をする時には必ず一般図書を使っているような子どもに対して、「この子がこうだから、これだけこう合うでしょう」と、その事例を見せて御理解を図ってほしい。私たちが子どもを見ずに、「これで良いのですか」なんて言うよりも、やはり専門家である先生たちが、「この子はこういう特性だから、これが良いんだ」って言って選んでいる、そこは私は尊重したいし、信頼もしたい。だからこそ、そのようなやり取りをしていただきたい。可能な限りで結構です。

そのような意味では、先ほど言ったように大いに改善もしてきた。まだ完璧ではないですよ。だから大いに改善もしてきた、さらにいうと、今後もそういった努力もして、いかにこの一般図書が子どものこのこんな具体的な特性に合っているのだということを、今後継続して進めていただくという、その努力をすると、そういった意味で私は原案に賛成したいと思います。

御反対の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、特に原案についての御反対もいらっしゃらないようですので、以上の結果を基に、小学校・中学校及び義務教育学校における特別支援学級の教科用図書として使用する一般図書につきまして、教科用図書選定資料作成委員会から出されました資料の原案にあるもの、これを教育委員会として一致して推したいと思えます。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　以上で協議が終了いたしました。

-----◇-----
○安間教育長　後ほど議案として議決をさせていただきます。

それでは、事務局は議案書を作成し、追加議事日程として提出をしてください。議案作成のため、お時間をいただきたいと思えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は約10分後、10時20分過ぎぐらいを目指したいと思えますが、御準備は可能ですか。

よろしくをお願いします。

では、暫時休憩します。

【午前10時12分休憩】

【午前10時20分再開】

○安間教育長　それでは、引き続き再開をいたします。

事務局の準備が整いましたら、追加の議案を提出してください。

傍聴の方々にもお配りできましたか。

-----◇-----
○安間教育長　それでは、追加議事日程　第33号議案　令和8年度（2026年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、を議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

○福島統括指導主事　それでは、第33号議案令和8年度（2026年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてでございます。

令和8年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択

については、一覧表のとおりでございます。

説明は以上となります。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はありませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは本案について、改めて賛否の御意見をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第33号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第33号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----

○安間教育長 以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方々、恐縮ではございますが、御退席をお願いいたします。

【午前10時22分休憩】